

上野事務所ニュース

25年1月号

千葉県中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

今年予定されていること

今年予定されていることは、以下の通りです。

健康保険関係

- ・健康保険料率の変更（3月）
- ・介護保険料率の変更（3月）
料率は共に未定です。

年金関係

1. 年金の支給開始年齢
生年月日が昭和28年4月2日以降の男性は、60歳前半の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳からになります。
2. 国民年金の月額保険料の変更（4月）
（現在は14,980円）
3. 厚生年金保険料率の変更（9月）
4. 年金減額法の成立
平成25年10月分から平成28年4月分まで3段階で年金が減額され、本来の水準※まで戻されます。
※過去の物価下落があった際、これまでは年金が特別に据え置かれ引き下げられませんでした。

労働関係

- ・高年齢者雇用安定法改正
平成25年4月1日に「高年齢者等の雇用の促進等に関する法律」が改正されます。「希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度」の導入が義務付けられ、「基準該当者を対象とした継続雇用制度」は撤廃されます。
- ・労働契約法改正
平成25年4月1日に「労働契約法」の一部が改正されます。有期労働契約を2回以上更新して5年を経過したら、労働者から無期契約へ転換を申出るこ

とができることになりましたが、5年のスタートは平成25年4月1日以降の契約からになります。

試用期間の注意点

多くの会社では、労働者を正社員として本採用する前に、雇入れ日から3~6ヶ月間、勤務態度、能力、性格等をみて、その人が自社の正社員としてふさわしいかを判断する期間を設けています。これを試用期間といいます。

”試用期間はお試しの期間である”と考え、以下のような取り扱いをしている会社もあるようですが、注意が必要です。

①社会保険（健康保険と厚生年金）、雇用保険に加入させない

試用期間中であっても、加入要件※を満たす場合、雇入れの当初から社会保険、雇用保険に加入させなければなりません。社会保険や雇用保険には、一定の被保険者期間を必要とする給付もあるため、取得日の相違はトラブルの原因となり得ます。

例えば、入社からちょうど1年で退職した労働者が、雇用保険の基本手当を受給しようとした際、試用期間は未加入であったため、受給要件を満たせず、本人が退職後にハローワークに申し立てることもあります。

※加入要件

社会保険：月16日以上かつ1日6時間以上

雇用保険：週20時間以上

②試用期間満了時に解雇予告手当を支払わず本採用を拒否する

試用期間中や試用期間満了時に本採用しない旨を伝え、辞めてもらうことがあります。これは解雇に該当します。

従って通常の解雇と同様、辞めてもらう30日前に解雇の旨を伝える必要がありますし、即日辞めてもらうには、30日分の解雇予告手当※(平均賃金の30日分)を支払う必要があります。

例えば、3ヶ月の試用期間を定めている会社の場合、解雇予告手当を支払わず試用期間の満了をもって辞めてもらうには、雇い入れ日から起算して少なくとも2ヶ月経過前までには本採用するか否かを判断し、本採用しないのであれば試用期間中の社員に解雇予告をしておかなければなりません。

※試用期間開始から暦日で14日以内の場合
は支払う必要なし

③本採用拒否(解雇)の理由が不明確

②でお話した通り、試用期間中や試用期間満了後に本採用を拒否し、辞めてもらった場合は解雇に該当します。そのため、通常の解雇時とほぼ同様※の客観的・合理的な理由が必要です。

※通常の解雇よりは解雇事由が広くとらえられてはいます(例:勤務成績不良、言動の不適合性、協調性の有無、業務不適合性、経歴詐称、等)

また、会社側の教育(注意・指導・管理等)が不十分なため、労働者が会社にふさわしい人材となれない状況にあると判断された場合、解雇が無効とされることもあります。

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 当社では、社員が休日出勤をした場合、残業代のかわ



りに、半年以内に本人が指定した日に代休を与える労使慣行がありますが問題はないでしょうか?

A①同一月以内で代休を取得する場合

休日出勤をした日には、休日出勤手当を1.35倍(時間外労働に当たる場合は1.25倍)で計算し、代休日には1.00で計算し控除する方法が一般的と思われます。慣行で控除している例が多いと思いますが、就業規則で控除する旨記載のあるほうが望ましいです。

②同一月内に代休取得できない場合

休日出勤した月に1.35倍で計算し、代休を取得した月に控除することになります。実務的には次期給与計算期間内に代休を付与すべきです。

今回のケースですが、1日の所定労働時間が8時間、週5日(月~金)勤務の会社で土曜日に休日出勤をした場合についてご説明します。

週40時間を超えた時間については、割増賃金として2割5分増で計算をします。土曜日の1日分は残業代として1.25倍で支給します。後日代休として休んだ日については1.00で計算し1日分を欠勤控除します。

◆中小企業退職金共済制度(中退共制度)説明会・個別相談会の参加申込みについて

【主催】中小企業退職金共済事業本部

【開催日時】平成25年1月28日(月)
14:00~16:30(13:30受付開始)

【会場】千葉市民会館 特別会議室2
千葉市中央区要町1-1 JR千葉駅より徒歩7分

【受講料】無料

参加を希望される場合は、メールかFAXでご連絡下さい。詳しい内容は、こちらからご連絡いたします。